

# Takeuchi Hajime's case file 竹内肇の事件簿



『株主代表訴訟』について。



「取締役の会社に対する責任というのは会社が追求すべきよね」



「でも、その会社を代表する取締役の間には、そうしたくても出来ないという関係があるのは事実。その事実を無視して、取締役の責任は会社が追及すべきというのはねえ」



「そうした結果として会社の利益が害されてしまうのよね。というわけで、株主自らが会社のために取締役に対する会社の権利を行使して訴えを提起するという株主代表訴訟制度が認められるわけね」



「その通り。そうはいつでも、無闇に裁判を行うのは会社の迅速かつ効率的な業務執行を阻害することになりかねないから、株主が代表訴訟を行うためには幾つかの要件が定められている」



「6ヵ月前から引続いて株式を保有する株主に限られること、そして、まず、会社に対して書面で取締役の責任を追及して(267条1項)、それから、会社はその請求があった日から30日以内に訴えを提起しない場合に株主が自ら訴えを提起出来る(267条2項)のね」



「追求できる取締役の責任の範囲については、266条1項[会社に対する責任]や280条ノ13[取締役の引受担保責任]にとどまることなく、善管注意義務、忠実義務違反といった一切の責任が含まれるとされる。266条1項[会社に対する責任]や280条ノ13[取締役の引受担保責任]に限られるという考えもあるにはあるけど」



「株主代表訴訟の制度は平成5年改正で強化されたわ」



「うん。原告の負担を軽減し代表訴訟の実効性を高め、株主の業務執行監督是正権を強化したんだね」



「代表訴訟を提起する場合の貼用印紙額が、必要とされる財産上の請求でない請求に係る訴えとみなして(267条4項)、民事訴訟費用法4条2項で一律95万円となったわ」



「さらに、株主が勝訴した場合の弁護士報酬のみならず、訴訟のために支出した費用に

についても会社に対して支払い請求ができるようになった(268条ノ2-I)よ」



「この代表訴訟の制度については、平成13年9月改正で責任の範囲や制度の合理性に関して変更がなされているわ」



「取締役の責任減免に総株主の同意を要とするのは非現実的だし、訴訟の濫用が萎縮効果をもたらすという経済界や自民党の懸念の解消が盛り込まれたんだ」



「過失の範囲について、法令や定款に違反した場合の取締役の会社に対する責任に関して、職務を行うに際して善意かつ重過失がなかったときは、266条5項の規定に関係なく、一定の範囲で責任を免除することを認めた(改266条-IV~X)し、損害賠償の範囲に関しても責任限度額を報酬の2年分とストックオプションの含み分としたわ(改266条-VII)」



「責任免除の方法についても、  
原告適格を行為時に株主であること(改267条-I)、  
監査役全員の同意の上で、会社が被告取締役側に補助参加できること(改268条-VIII、  
266条-IX)、  
会社が和解する場合には266条5項を適用しない(改266条-V)  
としているよ」



HOME